

平成25年6月17日

法曹養成制度検討会議

座長 佐々木 毅 様

法曹養成制度検討会議

委員 萩原 敏孝

第15回会議に向けた意見書

第15回会議を欠席させていただきますので、第15回会議に提出される取りまとめ案に対し、以下のとおり意見書を提出致します。

第3-2(1)「法科大学院の教育の質の向上、定員・設置数、認証評価」について、

(1) 最終取りまとめの内容として「一定期間内に組織見直しが進まないときは」などという前提条件を設けずに、新たな検討体制において具体的内容を検討の上「2年以内に法的措置を設ける」ことを明確に打ち出すべきである。

(2) そもそも「一定期間」とは、どのような期間を指しているのか。

「法的措置の内容を含めた具体的な制度の在り方については、新たな検討体制において検討し、2年以内に結論を得るべき」の「2年以内」と、この「一定期間」はどのような関係にあるのか。また一体誰が「組織見直しが進まない」と判断するのか。

13頁の囲み枠内の最初から七番目の文章は、何とか法的措置を取らないで済ませようとの意図で、複雑な修文をしているにすぎないように思われる。

(3) 法曹養成制度の中核たる法科大学院に対し厳しい意見が少なくない中で、法科大学院への信頼を取り戻し、社会に支持される質の高い法曹養成制度に進化させるためにも、ここは、法科大学院そのものについて思い切った改革が必要と考える。

以上